

創薬ベンチャーエコシステム強化事業／創薬ベンチャー公募（第13回）

公募説明会 Q&A

【2026年4月】

No.	カテゴリ		質問	回答
公募要領				
1			第12回と第13回の公募要領の主な違いについて教えてください。	公募要領に大きな変更はありませんが、提案書の様式は毎回更新されています。提案書類は最新の様式を使用して、作成してください。
2			1ステージの上限は4事業年度とのことですが、令和13年9月が補助金期限と考えると約5年間の補助期間のうち1ステージ4年を上限としている背景を教えてください。	研究開発期間の期限とは関係なく、中間評価の実施に関するAMED事業共通のルールに基づき、本事業では各ステージの期間は4事業年度以内としています。
公募要領 第I部				
3	第2章 2.2	選考スケジュール	“研究開発費用”の計上開始時期は、公募要領の6ページ記載の“研究開発開始（令和8年11月上旬（予定））以降と理解してよいでしょうか。	その通りです。
4	第3章 3.1	応募資格者	2031年9月30日までの研究開発費の概算を提出しますが、主なフォーカスはステージ1となっています。従いまして、ステージ1の補助対象経費につき、応募要件のIか)を満たせばよいのではないかと解釈しておりますが、適切な解釈でしょうか。あるいは、今回の応募時に2031年9月30日までの補助対象経費総額につき、Iか)を満たす必要があるのでしょうか。	POC取得までの期間、すなわち、研究開発期間全体について要件を満たしている必要があります。なお、採択後最初のステージであるステージ1の期間における出資については、投資契約書等の写しの提出を求めますが、それ以降の出資について認定VCとベンチャー企業との合意の下で提案書に予定額を記載いただければ結構です。最終開発候補品が定まっていない提案においては、それ以降の出資について、提案書は空欄のままでも結構です。
5	第3章 3.1	応募資格者	公募要領の応募資格者の条件は、どの時点で判定されるのでしょうか。例えば、応募時点では条件を満たさないものの、課題採択・出資を受ける時点で条件を	応募時点で要件を満たしていただく必要があります。
6	第3章 3.1	応募資格者	「※2 みなし大企業の定義」の“役員”の定義について、教えてください。“役員”とは常勤の社内取締役でしょうか。	実態として役員構成による支配（人的支配）に含められるとみなされる役員を指しています。
7	第3章 3.1	応募資格者	異なる2パイプラインについては異なる公募回で応募できますか。	応募できます。
その他				
8	【様式1】 研究開発 提案書		研究開発の“外注先”の記載について、委託契約が未締結（予定先）のところは2社あります。そのため、研究開発提案書にはCRO A、CRO Bといった記載として、「契約締結後に名前を開示する」旨の説明をつけたいと考えています。このような対応を受けられていますでしょうか。	外注先は採択後に競争原理を導入した調達※を行って決定していただけます。提案書に具体的な外注先を記載する場合は「〇〇社（候補先）」とし、社名を記載しない場合は「CRO A（候補先）」のように記載してください。 ※競争原理を導入した調達についての詳細はAMED事務処理説明書（共通版）の「4.3 直接経費の執行にあたって」をご確認ください。 https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki.html
9	【様式1】 研究開発 提案書		研究開発提案書の“5-3 その他の活動”とは、具体的に何を記載するのですか。	5-1、5-2に記載した以外の活動を、研究活動以外のものも含めて記載してください。
10	【様式1】 研究開発 提案書		“該当”がなければ、研究開発提案書中の表等は削除してよいですか。例えば、研究開発提案書の5-2採択されている研究費（実施中の研究費・実施予定の研究費）の項にある表などは、該当がなければ削除してよいですか。	表は削除せず、1行目に該当なしと記載してください。2行目以降の不要な行は削除してかまいません。

No.	カテゴリ	質問	回答
11	補助金取扱要領	<p>「補助金取扱要領」第32条および公開FAQ（#171, #172）に関連して、以下の点について教えてください。</p> <p>FAQ#172では、採択企業が合併・買収された場合の収益納付義務の承継について「個別に判断」「早めにAMEDまでご相談ください」とされています。申請を検討するにあたり、原則的な考え方を事前に理解しておきたく、以下のケースについてご見解をお願いします。</p> <p>① 採択企業が研究開発期間終了後にM&A（吸収合併等）により他社に買収された場合、収益納付義務は買収先（存続会社）に承継されるのでしょうか。それとも、採択企業が消滅した時点で義務も消滅するのでしょうか。原則的な考え方と、想定されるケーススタディをいくつかお示しください。</p>	<p>多種多様なケースが想定され個別判断になりますので、具体的な案件毎に対応させていただきます。</p>
12	補助金取扱要領	<p>② 本事業で助成対象となる研究開発課題の対象疾患（適応症A）と、同一の開発品（同一分子）を用いて助成対象外の別の適応症（適応症B）で事業化した場合、適応症Bから生じた販売益やロイヤリティ収入は収益納付の対象となりますでしょうか。同一分子であっても、助成対象外の適応症の収益は対象外という理解でよろしいですか。</p>	<p>適応症Bから生じた販売益が本事業の実施に基づく成果と全く独立した内容に由来するのであれば対象外です。本件も具体的な案件毎の対応となりますので、ご承知おください。</p>
13	補助金取扱要領	<p>③ 上記1と2が組み合わさるケースとして、買収先が助成対象の適応症Aの開発を中止し、助成対象外の適応症Bのみで上市した場合、収益納付義務はどのように判断されるのですか。</p>	<p>②の回答と同じとなります。</p>
14	公募説明資料	<p>交付決定通知書の発行はいつ頃を予定されているのですか。</p>	<p>採否通知後、計画書類が整い次第となります。2～3ヶ月後と想定ください。</p>
15	公募説明資料	<p>ステージゲート準備の5～6ヶ月を組み入れてないケースが散見されているとのコメントでしたが、様式1の研究計画のガントチャートに実際に記入した方が良いという理解で合っていますか。</p>	<p>ガントチャートに記載する必要はありません。ステージゲート評価に係る期間を見込んで各ステージの期間を設定してください。</p>
16	作成上の注意	<p>作成上の注意の13ページに、知財の注意点がありません。こちらにNewとなっている点が、第12回と13回の間の差分でしょうか。</p>	<p>記載例が更新されているという意図です。提案書は「書類作成上の注意」の説明等に従って、最新の様式を使用して作成してください。</p>